

防犯カメラ及びドライブレコーダーの新規設置状況

(報告)

1 新規設置・移設

(1) 防犯カメラ

- | | |
|----------------------|-------|
| ① 熊本産業展示場 (グランメッセ熊本) | P 1 |
| ② 熊本高校 | P 1 5 |
| ③ 農業研究センター | P 2 1 |
| ④ 天草工業高校 | P 2 7 |

(2) ドライブレコーダー

- | | |
|-------------|-------|
| ① 水産研究センター | P 3 5 |
| ② 天草家畜保健所 | P 4 1 |
| ③ 議会事務局 | P 4 7 |
| ④ 県央広域本部農林部 | P 5 3 |
| ⑤ 県南広域本部土木部 | P 6 3 |
| ⑥ 農業研究センター | P 7 1 |
| ⑦ 球磨地域振興局 | P 7 7 |

(別紙1)

防犯カメラ等の設置状況

(所属名：観光物産課)

項目	内容
1 設置施設	熊本産業展示場（グランメッセ熊本）
2 設置の目的	施設の安全管理及び防犯等のため
3 設置根拠 (法令等)	
4 撮影の対象者	来館者
5 収集する個人情報 の内容	容姿及び行動内容
6 防犯カメラ等の設置を必要とする理由又は事情	<p>指定管理者の警備体制として、常駐警備、巡回警備のほか、センサーによる機械警備を行っているが、施設が広く、監視カメラの設置による防犯対策も必要である。</p> <p>また、事故やけが、落とし物、盗難、施設の損壊などのトラブル対応のため、録画機能付きの監視カメラの設置が必要となっている。</p>

7 カメラの台数と設置場所	<p>施設内23台 展示ホール、出入り口（メイン・北・南エントランス）、ギャラリー、事務所、ホワイエ、レストラン、展示ホール</p> <p>施設外7台 屋上、バックヤード、駐輪場</p>
8 録画方法、保存方法	<p>(1) 録画方法 常時録画</p> <p>(2) 保存方法 専用管理パソコン内ハードディスク (ID、パスワード設定あり、約10日間で上書き保存)</p>
9 記録画像の外部への提供	<p>(1) 通常時 なし <ありの場合の提供先></p> <p>(2) 異常事態発生時 あり <ありの場合の提供先> 捜査機関等</p>
10 防犯カメラ等の取扱要項等	<p>あり</p> <p>公表の方法：グランメッセ熊本ホームページへの掲載</p>
11 その他の特記事項	

熊本産業展示場（グランメッセ熊本）監視カメラの管理に関する要項

1 趣旨

この要項は、次項に定める目的のために熊本産業展示場（グランメッセ熊本）（以下「グランメッセ」という。）の施設およびその敷地内に設置する監視カメラ、監視モニターおよび録画装置等（以下「カメラ等」という。）の設置、管理に関し、その適切な運用が確保されるよう必要な事項を定めるものとする。

2 カメラ等の設置目的

カメラ等は、施設の安全管理及び防犯等のために設置するものとする。

3 設置場所等

(1) 設置場所、台数等

カメラ等は、グランメッセの次の場所に設置する。

施設内・・・展示ホール、エントランス（メイン・南・北）、ギャラリー、事務所、
ホワイエ、レストラン、企画展示コーナー 等 小計24台

施設外・・・屋上、バックヤード、駐輪場 等 小計7台 合計31台

※ただし施設外カメラ（駐輪場以外）は4眼カメラ（4方向カメラ）

(2) 撮影対象

カメラ等の撮影対象は、施設及びその敷地に入出入りする者、来館者、不正侵入者等とする。

(3) 撮影時間

カメラ等の撮影時間は、終日とする。

(4) 録画

カメラ等で撮影した画像は、録画装置に記録し、保存するものとする。

4 管理責任者等

(1) カメラ等の管理責任者は、総務部長とする。

(2) 管理責任者はカメラ等の操作を行わせるため、操作取扱者を置く。

(3) 操作取扱者は管理責任者が指定した者とする。

5 録画した映像の管理方法

(1) 保管場所

録画した画像は、（以下「画像」という。）管理責任者が専用管理パソコンにてID・パスワードを設定して管理するものとする。

(2) 保存期間

画像の保存期間及び上書き消去までの期間は、原則として14日以内とする。ただし、設置目的や犯罪の捜査等のため特に必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

(3) 画像の閲覧等

- ア 画像の閲覧は、原則として異常を認知した場合もしくは設置目的上、必要な場合とする。
- イ 閲覧することができる者は、管理責任者及び管理責任者が特に必要と認めた者に限るものとする。管理責任者が特に必要と認めた者が社員以外の場合は身分証明書等で身元確認を行うこととする。
- ウ 閲覧に際しては、閲覧日時、閲覧者氏名、閲覧目的、閲覧内容等を記録することとし、その記録簿を5年間保存しておくものとする。

(4) 消去

保存期間を経過した画像は、新たな画像を上書きする方法により消去するものとし、記録媒体を処分するときは、管理責任者において完全に消去したうえで、破壊等の方法により画像が読み取れない状態にしてから廃棄するものとする。

6 設置の表示

カメラの撮影対象区域の見やすい場所に「監視カメラ作動中」と記載した表示板を設置する。

7 画像の利用及び提供の制限

(1) 画像は、設置目的以外の目的のために利用しないこと。また次の場合を除き第三者への閲覧・提供を禁止する。

ア 法律に基づく場合。

イ 人の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために緊急の必要性がある場合。

ウ 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のため情報提供を求められた場合。

エ 来館者等の動線分析等、当該目的達成のため閲覧・提供する場合。

(2) 提供にあたっては、身分証明書等で相手先の身元確認を行うこととする。また、閲覧同様に、日時、氏名、目的・理由、画像の内容等を記録することとし、その記録簿を保存しておくものとする。

8 問い合わせ・苦情等への対応

管理責任者は、監視カメラの設置及び管理に関する問い合わせや苦情等を受けたときは、誠実かつ迅速に対応するものとする。

9 その他

この要項に定めるもののほか、カメラの管理に関し、必要な事項は、管理責任者が別に定める。

(附則)

この要項は、令和2(2020)年2月1日から施行する。

(様式1)

画像保存期間延長理由書

延長決定日	平成 年 月 日
延長する理由	
本来の保存期間 終了年月日	平成 年 月 日 まで
延長後の保存期間 終了年月日	平成 年 月 日 まで
その他 特記事項	

取扱者氏名 _____

(様式1)

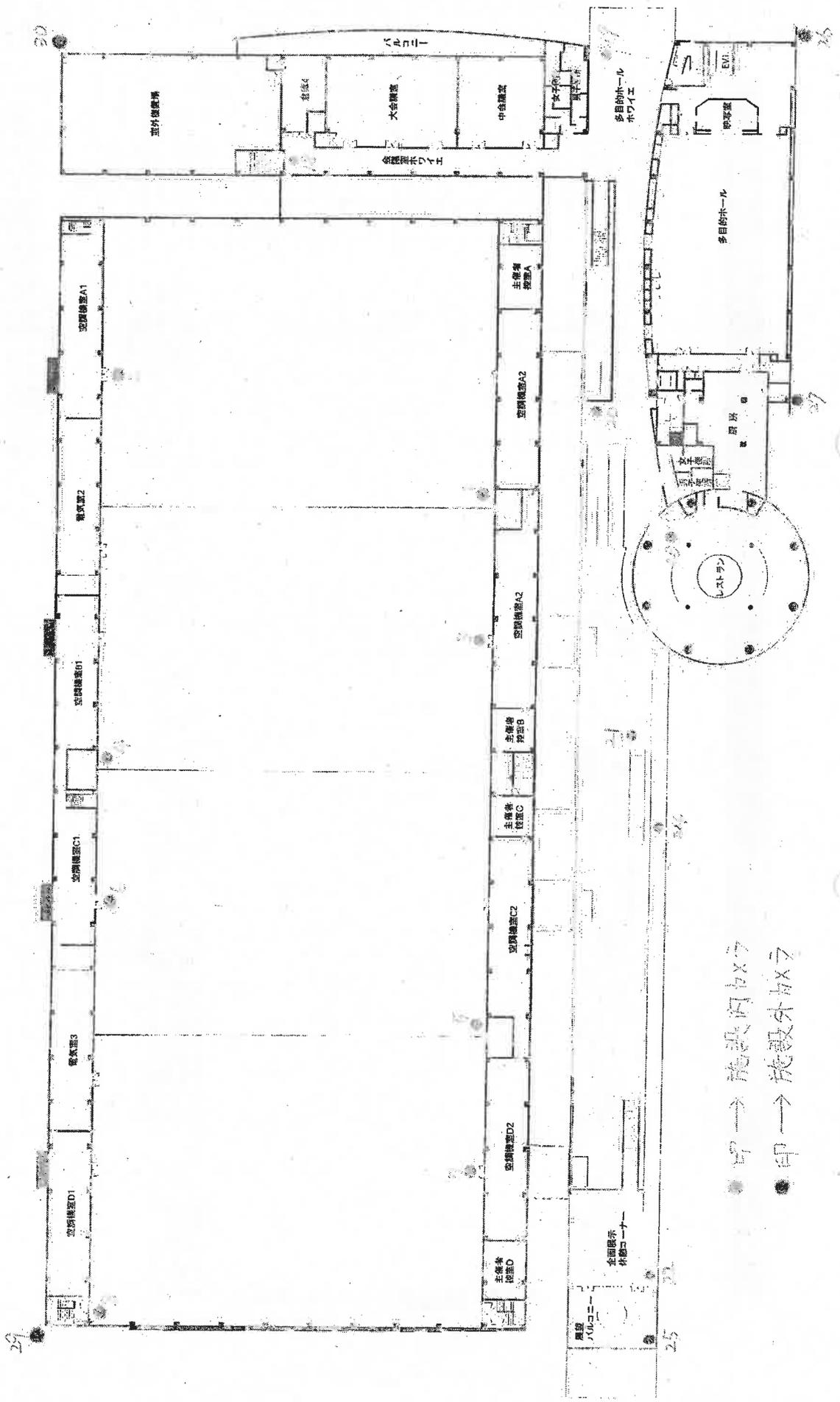
画像保存期間延長理由書

延長決定日	平成 年 月 日
延長する理由	
本来の保存期間 終了年月日	平成 年 月 日 まで
延長後の保存期間 終了年月日	平成 年 月 日 まで
その他 特記事項	

取扱者氏名 _____

3F. キットワーク舎 2階平面図

3F. キットワーク舎



● 印 → 施設内
 ● 印 → 施設外

(別紙1)

防犯カメラ等の設置状況

(所属名:熊本県立熊本高等学校)

項目	内容
1 設置施設	熊本高等学校 体育館
2 設置の目的	熊本高等学校における効果的な防犯及び安全管理のため
3 設置根拠 (法令等)	熊本県個人情報保護条例第7条第3項第8号
4 撮影の対象者	熊本高等学校体育館付近に立ち入る者 (施設利用者、不正侵入者)
5 収集する個人情報 の内容	熊本高等学校付近に立ち入る者(施設利用者、不正侵入者)の動画画像
6 防犯カメラ等の設置を必要とする理由又は事情	体育館にある部室への不正侵入及び更衣室ののぞき被害が発生しており、効果的な学校の防犯及び安全管理のために必要。

7 カメラの台数 と設置場所	3台 体育館（正面玄関、南側階段、部室前ホール各1台）
8 録画方法、保 存方法	(1) 録画方法 常時録画・異常時のみ録画 (2) 保存方法 ハードディスクによる保存 保存期間1か月間
9 記録画像の外 部への提供	(1) 通常時 あり・なし <ありの場合の提供先> (2) 異常事態発生時 あり・なし <ありの場合の提供先> 警察から要請があった場合
10 防犯カメラ等 の取扱要項等	あり・なし 公表の方法：体育館壁面に表示
11 その他の特記 事項	令和2年4月1日設置

熊本県立熊本高等学校防犯カメラ等の管理に関する要項

1 趣旨

この要項は、次項に定める目的のために熊本高等学校に設置する防犯カメラ（以下「カメラ」という。）の設置、管理に関し、その適切な運用が確保されるよう必要な事項を定めるものとする。

2 カメラの設置目的

カメラは、施設の安全管理及び防犯等のために設置するものとする。

3 設置場所等

(1) 設置場所、台数等

カメラは、熊本高等学校体育館の次の場所に設置する。

正面玄関、南側階段、部室前ホール 各1台、計3台

(2) 撮影対象

カメラの撮影対象は、施設利用者、不正侵入者等とする。

(3) 撮影時間

カメラの撮影時間は、終日とする。

(4) 録画

カメラで撮影した画像は、録画するものとする。

4 責任者の指定

カメラの管理責任者は、校長とする。

5 録画した映像の管理方法

(1) 保管場所

録画した画像は、（以下「画像」という。）管理責任者が施錠できる設備内に保管するものとする。

(2) 保存期間

画像の保存期間は、1か月間とする。ただし、犯罪の捜査等のため特に必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

(3) 画像の閲覧等

ア 画像の閲覧は、原則として異常を認知した場合とする。

イ 閲覧をすることができる者は、管理責任者及び管理責任者の許可を得た者に限るものとする。

ウ 閲覧に際しては、閲覧日時、閲覧者氏名、閲覧目的、閲覧内容等を記録することとし、その記録簿は管理責任者が3年間（文書の保存期間）保存しておくものとする。

(4) 消去

保存期間を経過した画像は、管理責任者において確実に消去するものとする。

6 設置の表示

カメラの撮影対象区域の見やすい場所に「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を設置する。

7 画像の提供

管理責任者は、犯罪・事故の捜査等のため必要と認められる最小限度において、画像を捜査機関等に提供することができる。

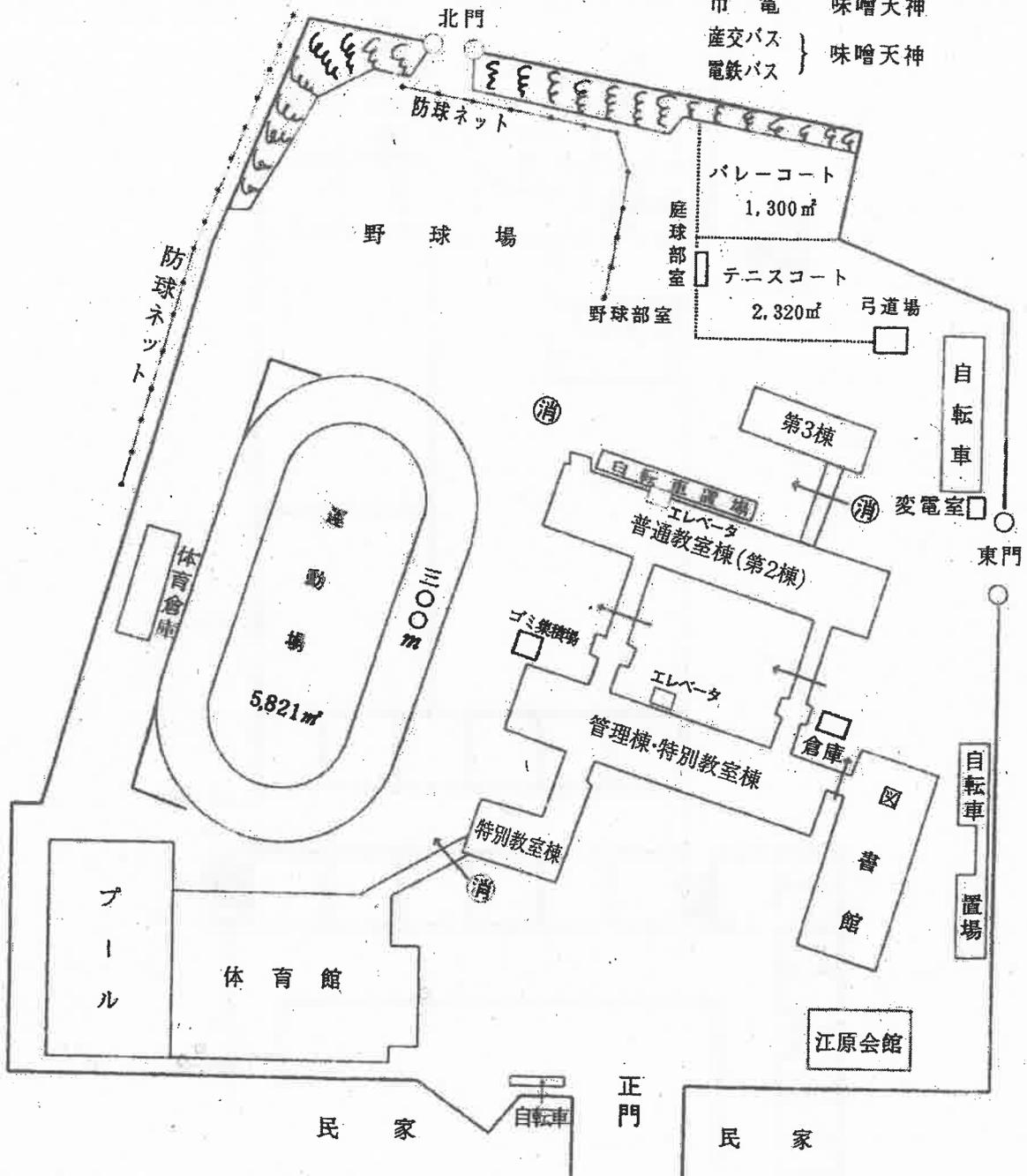
8 その他

この要項に定めるもののほか、カメラの管理に関し、必要な事項は、管理責任者が別に定める。

3 学校の位置・校地・校舎の概要

(1) 校地校舎見取図

土地	52,679.30㎡	J R	水前寺駅
建物延	22,301.80㎡	市バス	熊高前・熊高裏
		市電	味噌天神
		産交バス	味噌天神
		電鉄バス	



(別紙1)

防犯カメラ等の設置状況

(所属名：農業研究センター)

項目	内容
1 設置施設	農業研究センターアグリシステム総合研究所
2 設置の目的	アグリシステム総合研究所における効果的な防犯及び安全管理を図るため
3 設置根拠 (法令等)	
4 撮影の対象者	アグリシステム総合研究所の来訪者及びその他不特定多数の人及び車両等
5 収集する個人情報 情報の内容	当施設に来訪した者の容姿及び行動内容
6 防犯カメラ等の設置を必要とする理由又は事情	<p>アグリシステム総合研究所では、平成26年ごろから、所内に駐車している職員の自家用車が頻繁にパンクする不審な案件が発生している。</p> <p>また、当研究所は、国からいぐさのジーンバンクとして遺伝資源増殖保存を受託しており、不審者等により貴重ないぐさ遺伝資源が被害にあわないよう、防犯対策にも努めていく必要がある。</p> <p>このようなことから、施設の安全管理及び防犯の面から防犯カメラの設置は不可欠な状況である。</p>

7 カメラの台数 と設置場所	3台 本所北側駐車場撮影のために本館実験棟に設置 (別添設置図のとおり)
8 録画方法、保 存方法	(1) 録画方法 常時録画 ・ 異常時のみ録画 (2) 保存方法
9 記録画像の外 部への提供	(1) 通常時 あり ・ なし <ありの場合の提供先> (2) 異常事態発生時 あり ・ なし <ありの場合の提供先> 犯罪・事故等の捜査を行う機関等
10 防犯カメラ等 の取扱要項等	あり ・ なし 公表の方法：個人情報保護制度審議会へ報告 県ホームページに掲載
11 その他の特記 事項	

農業研究センター防犯カメラ等の管理に関する要項

1 趣旨

この要項は、次項に定める目的のために農業研究センターに設置する防犯カメラ(以下「カメラ」という。)の設置、管理に関し、その適切な運用が確保されるよう必要な事項を定めるものとする。

2 カメラの設置目的

カメラは、施設の安全管理及び防犯等のために設置するものとする。

3 設置場所等

(1) 設置場所、台数等

カメラは、農業研究センターアグリシステム総合研究所の次の場所に設置する。

・北側駐車場撮影のために本館実験棟にカメラ3台設置(別添設置図のとおり)

(2) 撮影対象

カメラの撮影対象は、施設利用者、不正侵入者等とする。

(3) 撮影時間

カメラの撮影時間は、終日とする。

(4) 録画

カメラで撮影した画像は、録画するものとする。

4 総括管理責任者の指定

総括管理責任者は、農業研究センター管理部長とし、記録データを総括管理する。

5 管理責任者の指定

管理責任者は、カメラを設置したアグリシステム総合研究所長とし、記録データを管理する。

6 録画した映像の管理方法

(1) 保管場所

録画した画像は、(以下「画像」という。)管理責任者が施錠できる設備内に保管するものとする。

(2) 保存期間

画像の保存期間は、1か月間とする。ただし、犯罪の捜査等のため特に必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

(3) 画像の閲覧等

ア 画像の閲覧は、原則として異常を認知した場合とする。

イ 閲覧をすることができる者は、総括管理責任者、管理責任者及び総括管理責任者の許可を得た者に限るものとする。

ウ 閲覧に際しては、閲覧日時、閲覧者氏名、閲覧目的、閲覧内容等を記録することとし、その記録簿は管理責任者が保存しておくものとする。

(4) 消去

保存期間を経過した画像は、管理責任者において確実に消去するものとする。

7 設置の表示

カメラの撮影対象区域の見やすい場所に「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を設置する。

8 画像の提供

管理責任者は、犯罪・事故の捜査等のため必要と認められる最小限度において、画像を捜査機関等に提供することができる。

9 その他

この要項に定めるもののほか、カメラの管理に関し、必要な事項は、管理責任者と総括管理責任者が協議し、農業研究センター所長の承認を得て別に定める。

この要項は、令和2年（2020年）5月11日から施行する。

防犯カメラ等の設置状況

(所属名：熊本県立天草工業高等学校)

項 目	内 容												
1 設置施設	天草地区共同寄宿舍亀川寮												
2 設置の目的	亀川寮の安全管理及び防犯等のため												
3 設置根拠	なし												
4 撮影の対象者	寮生・来寮者・不正侵入者等												
5 収集する個人情報 情報の内容	撮影対象者の顔、服装、持ち物等の動画												
6 防犯カメラ等の 設置を必要とする理由又は事 情	寮に関係のない者の不正侵入の状況の撮影、又はそれらの行為の抑止となるように防犯カメラシステムが必要である。												
7 カメラの台数 と設置場所	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">玄関</td> <td style="width: 10%;">1台</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>1階廊下</td> <td>1台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2階廊下</td> <td>2台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3階廊下</td> <td>2台</td> <td style="text-align: right;">計6台</td> </tr> </table>	玄関	1台		1階廊下	1台		2階廊下	2台		3階廊下	2台	計6台
玄関	1台												
1階廊下	1台												
2階廊下	2台												
3階廊下	2台	計6台											
8 録画方法、保存 方法	(1) 録画方法 常時録画 (2) 保存方法 4TBハードディスクドライブに圧縮保存 6台のカメラ映像を15fpsで1カ月間保存												
9 記録画像の外 部への提供	(1) 通常時 なし (2) 異常事態発生時 あり <提供先> 天草警察署等の捜査機関												
10 防犯カメラ等 の取扱要項等	あり 公表の方法：全寮生保護者への配付、学校ホームページへの掲載												
11 その他の特記 事項	運用開始日：令和2年（2020年）7月20日												

亀川寮防犯カメラ等の管理に関する要項

1 趣旨

この要項は、次項に定める目的のために天草地区共同寄宿舍亀川寮に設置する防犯カメラ（以下「カメラ」という。）の設置、管理に関し、その適切な運用が確保されるよう必要な事項を定めるものとする。

2 カメラの設置目的

カメラは、施設の安全管理及び防犯等のために設置するものとする。

3 設置場所等

(1) 設置場所、台数等

カメラは、亀川寮の次の場所に設置する。

玄関 1台、1階廊下 1台、2階廊下 2台、3階廊下 2台 計6台

(2) 撮影対象

カメラの撮影対象は、寮生、来寮者、不正侵入者、舎監等とする。

(3) 撮影時間

カメラの撮影時間は、終日とする。

(4) 録画

カメラで撮影した画像は、録画するものとする。

4 責任者の指定

カメラの管理責任者は、熊本県立天草工業高等学校長とする。

5 録画した映像の管理方法

(1) 保管場所

録画した画像（以下「画像」という。）は、管理責任者が施錠できる設備内に保管するものとする。

(2) 保存期間

画像の保存期間は、1か月間とする。ただし、犯罪の捜査等のため特に必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

(3) 画像の閲覧等

ア 画像の閲覧は、原則として異常を認知した場合とする。

イ 閲覧をすることができる者は、管理責任者及び管理責任者の許可を得た者に限るものとする。

ウ 閲覧に際しては、閲覧日時、閲覧者氏名、閲覧目的、閲覧内容等を記録することとし、その記録簿は管理責任者が3年間保存しておくものとする。

(4) 消去

保存期間を経過した画像は、管理責任者において確実に消去するものとする。

6 設置の表示

カメラの撮影対象区域の見やすい場所に「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を設置する。

7 画像の提供

管理責任者は、犯罪・事故の捜査等のため必要と認められる最小限度において、画像を捜査機関等に提供することができる。

8 その他

この要項に定めるもののほか、カメラの管理に関し、必要な事項は、管理責任者が別に定める。

この要項は、令和2年（2020年）7月20日から施行する。

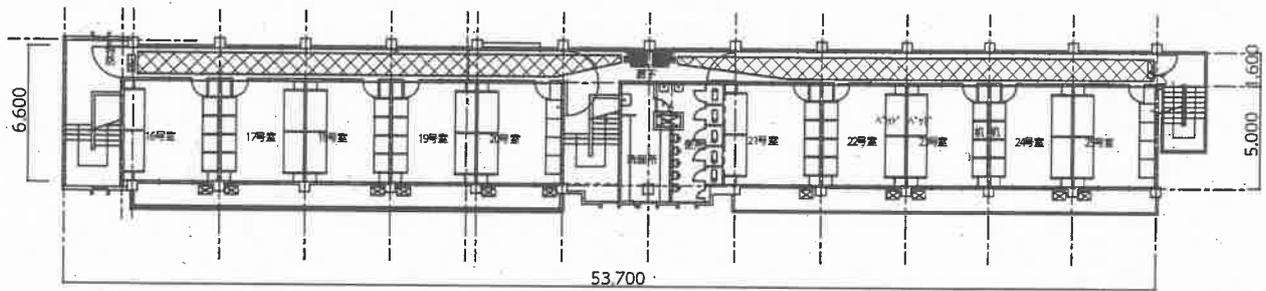
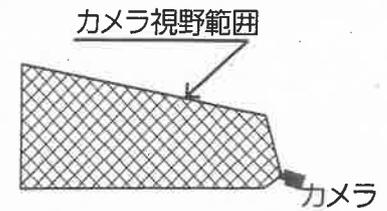
亀川寮防犯カメラシステム 画像閲覧記録簿

熊本県立天草工業高等学校

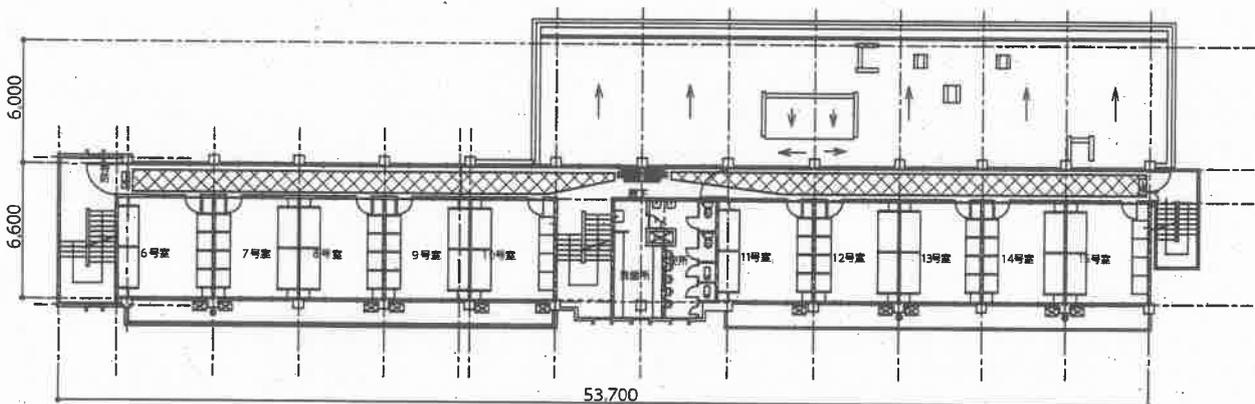
No.	年	月	日	閲覧者氏名	閲覧目的	閲覧内容	備考
1							
2							
3							
4							
5							

亀川寮防犯カメラシステム設置工事 概要図

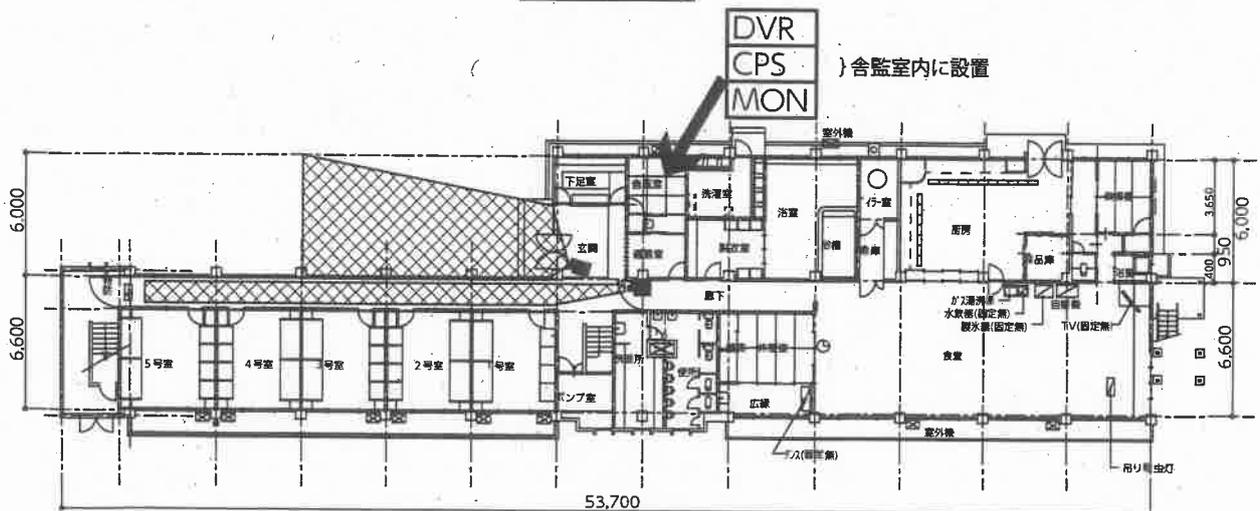
No.	記号	機器名	数
1	DVR	デジタルビデオレコーダー	1
2	CPS	カメラ電源	1
3	MON	モニター	1
4	■	アナログHDカメラ	6
5		バリフォーカルレンズ	6
6		取付ホルダー	6



3階平面図 S=1/250



2階平面図 S=1/250



1階平面図 S=1/250

(別紙2)

ドライブレコーダーの設置状況

(所属名：水産研究センター)

項 目	内 容
1 設置車両	水産研究センターが所管する公用車 熊本400 ち 3495 熊本400 な 7175 熊本400 な 7226
2 設置の目的	職員の安全運転意識の向上及び交通事故発生時における適切な事故処理のため
3 設置根拠 (法令等)	水産研究センター公用車ドライブレコーダーの設置及び管理に関する要項
4 撮影の対象者	公用車が通行する道路周辺の歩行者、車両及び車両の運転者
5 収集する個人情報 の内容	個人が識別できる映像及び音声 車両の登録番号が識別できる映像
6 ドライブレコーダーの設置を必要とする理由 又は事情	<p>当センターは、水産業に関する試験研究を総合的に行っており、現地での調査や試料採取等のため、常日頃から職員が公用車を運転し、業務を行っている。</p> <p>安全運転については、例会等を通して各職員へ注意喚起等行っているところであるが、万が一事故等発生した場合、事故処理を適切に進めるには、事実確認及び原因分析のための証拠の保全が重要である。</p> <p>また、運転状況を撮影することにより、職員の公用車運転時の安全意識をより一層高めることにつながるため、公用車にドライブレコーダーを設置する必要がある。</p>

7 レコーダーの 台数と設置場所	<p>設置台数：3台 設置場所：公用車のフロントガラスに前方に向けて設置</p>
8 録画方法、保 存方法	<p>(1) 録画方法 <input checked="" type="checkbox"/> 常時録画 ・ 異常時のみ録画</p> <p>(2) 保存方法 ドライブレコーダーに装着したメモリーカードに記録を行 い、事故等発生した場合は、パソコンへ保存する。 ※ドライブレコーダーの録画時間は、50分程度であり、 50分を超過した記録は自動的に上書きされることにな っているため、日常的な保存は行わない。</p>
9 記録画像の外 部への提供	<p>(1) 通常時 あり ・ <input checked="" type="checkbox"/> なし <ありの場合の提供先></p> <p>(2) 異常事態発生時 <input checked="" type="checkbox"/> あり ・ なし <ありの場合の提供先> 事実確認及び原因分析のために必要な証拠として警察、裁判 所及び損害保険会社等へ提供</p>
10 ドライブレコ ーダーの取扱 要項等	<p><input checked="" type="checkbox"/> あり ・ なし</p> <p>公表方法：熊本県ホームページ</p>
11 その他の特記 事項	

水産研究センター公用車ドライブレコーダーの設置及び管理に関する要項

1. 趣旨

この要項は、水産研究センターが所管する公用車に設置するドライブレコーダー（以下「ドライブレコーダー」という。）の設置及びこれにより記録された映像情報（以下「記録データ」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

2. ドライブレコーダーの設置目的

ドライブレコーダーは、職員の安全運転意識の向上及び交通事故発生時における適切な事故処理のために設置するものとする。

3. ドライブレコーダーの設置等

(1) 設置する公用車

設置の対象とする公用車は、水産研究センターが所管する公用車3台とする。

設置車両を変更した場合には、管理責任者にその旨を報告するものとする。

(2) 撮影対象

ドライブレコーダーは、公用車のフロントガラスに前方に向けて設置し、車両前方の映像を撮影する。

(3) 撮影時間

ドライブレコーダーを作動させる時間は、庁舎を出発してから帰着するまでの間とする。

(4) 記録

ドライブレコーダーで撮影した画像は、ドライブレコーダーに装着したメモリーカードに記録するものとする。

4. 管理責任者の指定

(1) ドライブレコーダー及び記録データの適切な運用及び管理を図るため、管理責任者を置く。

(2) ドライブレコーダー及び記録データの管理責任者は総務課長とする。

5. 記録データの管理方法

(1) 記録データの管理

ア 記録データは一定時間（50分程度）の記録により旧データの上書きを行い、交通事故等により一定の衝撃が発生した際の記録データは、上書きできないよう設定する。

イ 記録データは、盗難、紛失等の防止のため、公用車を使用後はすべてのドアを施錠するものとする。

(2) 記録データの閲覧等

ア 記録データの閲覧は、原則として事故等が発生した場合とする。

イ 閲覧をすることができる者は、管理責任者及び管理責任者の許可を受けた者に限るものとする。

ウ 閲覧に際しては、閲覧日時、閲覧者氏名、閲覧目的、閲覧内容等を記録することとし、その記録簿は管理責任者が5年間保存しておくものとする。

(3) 記録データの保存

記録データの保存期間は1月間とする。

ただし、設置目的を達成するため必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

(4) 記録データの複写

記録データの複写は、原則として行わない。ただし、設置目的を達成するため必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、必要と認められる最小限度において、記録データを複写することができる。

(5) 消去

保存期間を経過した記録データは、管理責任者において確実に消去するものとする。

6 記録データの利用及び提供の制限

(1) 記録データは、交通事故等の事実確認及び原因分析のためにのみ利用及び提供するものとし、それ以外の目的に利用及び提供してはならない。

(2) 記録データの提供を行った場合は、提供日時、相手方の名称、提供理由、提供したデータの内容等を記録した記録簿を作成するものとする。

7 設置の表示

ドライブレコーダーを設置した公用車に「ドライブレコーダー搭載車」であることを表示するものとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、ドライブレコーダーの設置及び管理に関し必要な事項は、管理責任者が別に定める。

この要項は、平成31年(2019年)1月31日から施行する。

年度 ドライブレコーダー記録データの閲覧記録簿

水産研究センター

閲覧日時	閲覧者	閲覧目的	閲覧したデータの内容	備考
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				

年度 ドライブレコーダー記録データの提供記録簿

水産研究センター

提供日時	相手方の名称	提供理由	提供したデータの内容	備考
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				

(別紙2)

ドライブレコーダーの設置状況

(所属名：天草家畜保健衛生所)

項目	内容
1 設置車両	天草家畜保健衛生所が所管する公用車 熊本400 な 8863 熊本400 た 1488
2 設置の目的	職員の安全運転意識の向上及び交通事故発生時における適切な事故処理のため
3 設置根拠 (法令等)	天草家畜保健衛生所公用車ドライブレコーダーの設置及び管理に関する要項
4 撮影の対象者	公用車が通行する道路周辺の歩行者、車両及び車両の運転者
5 収集する個人情報 の内容	個人が識別できる映像及び音声 車両の登録番号が識別できる映像
6 ドライブレコーダーの設置を必要とする理由 又は事情	当家畜保健所は、常日頃から畜産農家への立ち入りや採材のため、職員が公用車を運転し、業務を行っている。 安全運転については、例会等を通して各職員へ注意喚起等行っているところであるが、万が一事故等発生した場合、事故処理を適切に進めるには、事実確認及び原因分析のための証拠の保全が重要である。 また、運転状況を撮影することにより、職員の公用車運転時の安全意識をより一層高めることにつながるため、公用車にドライブレコーダーを設置する必要がある。

7 レコーダーの 台数と設置場所	設置台数：2台 設置場所：公用車のフロントガラスに前方に向けて設置
8 録画方法、保 存方法	(1) 録画方法 <input checked="" type="checkbox"/> 常時録画 ・ 異常時のみ録画 (2) 保存方法 ドライブレコーダーに装着したメモリーカードに記録を行 い、事故等発生した場合は、パソコンへ保存する。 ※ドライブレコーダーの録画時間は、2時間10分程度で あり、時間を超過した記録は自動的に上書きされること になっているため、日常的な保存は行わない。
9 記録画像の外 部への提供	(1) 通常時 あり ・ <input checked="" type="checkbox"/> なし <ありの場合の提供先> (2) 異常事態発生時 <input checked="" type="checkbox"/> あり ・ なし <ありの場合の提供先> 事実確認及び原因分析のために必要な証拠として警察、裁判 所及び損害保険会社等へ提供
10 ドライブレコ ーダーの取扱 要項等	<input checked="" type="checkbox"/> あり ・ なし 公表方法：熊本県ホームページ
11 その他の特記 事項	

天草家畜保健衛生所公用車ドライブレコーダーの設置及び管理に関する要項

1 趣旨

この要項は、天草家畜保健衛生所が所管する公用車に設置するドライブレコーダー（以下「ドライブレコーダー」という。）の設置及びこれにより記録された映像情報（以下「記録データ」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

2 ドライブレコーダーの設置目的

ドライブレコーダーは、職員の安全運転意識の向上及び交通事故発生時における適切な事故処理のために設置するものとする。

3 ドライブレコーダーの設置等

(1) 設置する公用車

設置の対象とする公用車は、天草家畜保健衛生所が所管する公用車2台とする。
設置車両を変更した場合には、管理責任者にその旨を報告するものとする。

(2) 撮影対象

ドライブレコーダーは、公用車のフロントガラスに前方に向けて設置し、車両前方の映像を撮影する。

(3) 撮影時間

ドライブレコーダーを作動させる時間は、庁舎を出発してから帰着するまでの間とする。

(4) 記録

ドライブレコーダーで撮影した映像は、ドライブレコーダーに装着したメモリーカードに記録するものとする。

4 管理責任者の指定

(1) ドライブレコーダー及び記録データの適切な運用及び管理を図るため、管理責任者を置く。

(2) ドライブレコーダー及び記録データの管理責任者は衛生課長とする。

5 記録データの管理方法

(1) 記録データの管理

ア 記録データは一定時間（2時間10分程度）の記録により旧データの上書きを行い、交通事故等により一定の衝撃が発生した際の記録データは、上書きできないよう設定する。

イ 記録データは、盗難、紛失等の防止のため、公用車を使用後はすべてのドアを施錠するものとする。

(2) 記録データの閲覧等

ア 記録データの閲覧は、原則として事故等が発生した場合とする。

イ 閲覧をすることができる者は、管理責任者及び管理責任者の許可を受けた者に限るものとする。

ウ 閲覧に際しては、閲覧日時、閲覧者氏名、閲覧目的、閲覧内容等を記録することとし、その記録簿は管理責任者が5年間保存しておくものとする。

(3) 記録データの保存

記録データの保存期間は1月間とする。

ただし、設置目的を達成するため必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

(4) 記録データの複写

記録データの複写は、原則として行わない。ただし、設置目的を達成するため必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、必要と認められる最小限度において、記録データを複写することができる。

(5) 消去

保存期間を経過した記録データは、管理責任者において確実に消去するものとする。

6 記録データの利用及び提供の制限

(1) 記録データは、交通事故等の事実確認及び原因分析のためにのみ利用及び提供するものとし、それ以外の目的に利用及び提供してはならない。

(2) 記録データの提供を行った場合は、提供日時、相手方の名称、提供理由、提供したデータの内容等を記録した記録簿を作成するものとする。

7 設置の表示

ドライブレコーダーを設置した公用車に「ドライブレコーダー搭載車」であることを表示するものとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、ドライブレコーダーの設置及び管理に関し必要な事項は、管理責任者が別に定める。

この要項は、平成31年(2019年)2月25日から施行する。

年度 ドライブレコーダー記録データの閲覧記録簿

天草家畜保健衛生所

閲覧日時	閲覧者	閲覧目的	閲覧したデータの内容	備考
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				

年度 ドライブレコーダー記録データの提供記録簿

天草家畜保健衛生所

提供日時	相手方の名称	提供理由	提供したデータの内容	備考
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				

(別紙2)

ドライブレコーダーの設置状況

(所属名：議会事務局)

項 目	内 容
1 設置車両	議長公用車 (トヨタ・クラウンマジェスタ)
2 設置の目的	平常時の交通事故の発生を抑制するとともに、交通事故発生時に迅速かつ適切な処理を行うため。
3 設置根拠 (法令等)	熊本県個人情報保護条例第7条第3項第8号
4 撮影の対象者	主に交通事故の加害者若しくは被害者。(ただし、周辺の交通状況等によっては、通行人等の不特定多数の者が、意図せず撮影の対象者となる場合も考えられる。)
5 収集する個人情報 情報の内容	交通事故発生時の状況等
6 ドライブレコーダーの設置を必要とする理由 又は事情	議長公務の移動の際に使用する公用車で使用頻度も高く、また1日あたりの走行距離も長いため、相対的に交通事故に遭遇する確率も高くなることが懸念される。 ドライブレコーダーを設置することにより、平常時の交通事故の発生を抑制するとともに、交通事故発生時に迅速かつ適切な処理が可能となることが見込まれる。

7 レコーダーの 台数と設置場所	車内前方に1台
8 録画方法、保 存方法	<p>(1) 録画方法 <input checked="" type="radio"/> 常時録画 ・ 異常時のみ録画</p> <p>(2) 保存方法 記録媒体を鍵付きの金庫で保管</p>
9 記録画像の外 部への提供	<p>(1) 通常時 <input checked="" type="radio"/> あり ・ <input checked="" type="radio"/> なし <ありの場合の提供先></p> <p>(2) 異常事態発生時 <input checked="" type="radio"/> あり ・ なし <ありの場合の提供先> 警察及び自動車保険会社</p>
10 ドライブレコ ーダーの取扱 要項等	<input checked="" type="radio"/> あり ・ なし 公表方法：ホームページに掲載
11 その他の特記 事項	

(別紙4)

議会事務局公用車ドライブレコーダーの設置及び管理に関する要項

1 趣旨

この要項は、議会事務局が所管する公用車に設置するドライブレコーダー（以下「ドライブレコーダー」という。）の設置及びこれにより記録された映像情報（以下「記録データ」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

2 ドライブレコーダーの設置目的

ドライブレコーダーは、職員の安全運転意識の向上及び交通事故発生時における適切な事故処理のために設置するものとする。

3 ドライブレコーダーの設置等

(1) 設置する公用車

設置の対象とする公用車は、議会事務局が所管する議長用公用車とする。

設置車両を変更した場合には、管理責任者にその旨を報告するものとする。

(2) 撮影対象

ドライブレコーダーは、公用車のフロントガラスに前方に向けて設置し、車両前方の映像を撮影する。

(3) 撮影時間

ドライブレコーダーを作動させる時間は、庁舎を出発してから帰着するまでの間とする。

(4) 記録

ドライブレコーダーで撮影した画像は、ドライブレコーダーに装着したメモリーカードに記録するものとする。

4 管理責任者の指定

(1) ドライブレコーダー及び記録データの適切な運用及び管理を図るため、管理責任者を置く。

(2) ドライブレコーダー及び記録データの管理責任者は議会事務局次長兼総務課長とする。

5 記録データの管理方法

(1) 記録データの管理

ア 記録データは一定時間（2時間程度）の記録により旧データの上書きを行い、交通事故等により一定の衝撃が発生した際の記録データは、上書きできないよう設定する。

イ 記録データは、盗難、紛失等の防止のため、公用車を使用しない間は公用車の全てのドアを施錠するものとする。

(2) 記録データの閲覧等

ア 記録データの閲覧は、原則として事故等が発生した場合とする。

イ 閲覧をすることができる者は、管理責任者及び管理責任者の許可を受けた者に限るものとする。

ウ 閲覧に際しては、閲覧日時、閲覧者氏名、閲覧目的、閲覧内容等を記録することとし、その記録簿は管理責任者が3年間保存しておくものとする。

(3) 記録データの保存

記録データの保存期間は30日とする。

ただし、設置目的を達成するため必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

(4) 記録データの複写

記録データの複写は、原則として行わない。ただし、設置目的を達成するため必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、必要と認められる最小限度において、記録データを複写することができる。

(5) 消去

保存期間を経過した記録データは、管理責任者において確実に消去するものとする。

6 記録データの利用及び提供の制限

(1) 記録データは、交通事故等の事実確認及び原因分析のためにのみ利用及び提供するものとし、それ以外の目的に利用及び提供してはならない。

(2) 記録データの提供を行った場合は、提供日時、相手方の名称、提供理由、提供したデータの内容等を記録した記録簿を作成するものとする。

7 設置の表示

ドライブレコーダーを設置した公用車に「ドライブレコーダー搭載車」であることを表示するものとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、ドライブレコーダーの設置及び管理に関し必要な事項は、管理責任者が別に定める。

この要項は、令和2年(2020年)1月27日から施行する。

令和 年度 ドライブレコーダー記録データの閲覧記録簿

議会事務局

閲覧日時	閲覧者	閲覧目的	閲覧したデータの内容	備考
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				

令和 年度 ドライブレコーダー記録データの提供記録簿

議会事務局

提供日時	相手方の名称	提供理由	提供したデータの内容	備考
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				

(別紙2)

ドライブレコーダーの設置状況

(所属名：県央広域本部農林部)

項目	内容
1 設置車両	<p>○農業普及・振興課</p> <p>熊本400て4337、熊本581に1923</p> <p>熊本581み6957、熊本480け7828</p> <p>熊本581な4281、熊本581て8079</p> <p>熊本581ね2370</p> <p>○農地整備課</p> <p>熊本400ち0055、熊本400ち9570</p> <p>熊本400て4061、熊本581あ9741</p> <p>熊本400ち4384、熊本581む7964</p>
2 設置の目的	交通事故及びトラブル発生時における迅速かつ適切な処理及び職員の交通安全意識の向上のため
3 設置根拠 (法令等)	<ul style="list-style-type: none">・熊本県個人情報保護条例第7条第3項第8号・熊本県県央広域本部農林部公用車ドライブレコーダーの設置及び管理に関する要項
4 撮影の対象者	<ul style="list-style-type: none">・公用車が通行する道路の歩行者、車両及び車両運転者
5 収集する個人情報 の内容	<ul style="list-style-type: none">・個人が識別できる映像・車両の登録番号が識別できる映像
6 ドライブレコーダーの設置を必要とする理由 又は事情	<p>県央広域本部農林部では、業務のため公用車による外出が非常に多く、これまでに複数の公用車による事故が発生している状況であり、今後も公用車による交通事故の発生が懸念される。</p> <p>そのため、職員の安全運転意識の向上及び交通事故等の防止に向けた取り組みの推進並びに交通事故及びトラブル発生時における迅速かつ適切な処理を図るため、県央広域本部農林部が所管する公用車にドライブレコーダーを設置する。</p>

7 レコーダーの 台数と設置場所	設置台数：13台 設置場所：公用車フロントガラスに前方に向けて設置
8 録画方法、保 存方法	<p>(1) 録画方法 <input checked="" type="checkbox"/> 常時録画 ・ 異常時のみ録画</p> <p>(2) 保存方法 専用記録媒体に複写して保存のうえ、施錠できる執務室内に保管する。</p>
9 記録画像の外 部への提供	<p>(1) 通常時 <input checked="" type="checkbox"/> あり ・ <input type="checkbox"/> なし <ありの場合の提供先></p> <p>(2) 異常事態発生時 <input checked="" type="checkbox"/> あり ・ なし <ありの場合の提供先> 警察等の関係機関に対して、交通事故等の状況確認及び原因分析等のため提供が必要と判断された場合のみ提供</p>
10 ドライブレコ ーダーの取扱 要項等	<input checked="" type="checkbox"/> あり ・ なし 公表方法：県央広域本部ホームページ
11 その他の特記 事項	

熊本県県央広域本部農林部公用車ドライブレコーダーの設置及び管理に関する要項

1 設置目的

この要項は、熊本県県央広域本部農林部（以下「農林部」という。）における交通事故及びトラブル発生時における迅速かつ適切な処理、道路状況の確認、職員の交通安全意識の向上を目的として、農林部の公用車にドライブレコーダーを設置し、これを適切に管理運用することについて必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

(1) ドライブレコーダー

公用車内外の映像、音声を記録する装置をいう。

(2) 記録データ

ドライブレコーダーに記録された映像、音声をいう。

3 ドライブレコーダーの設置等

(1) 設置する公用車

設置の対象とする公用車は、農林部農業普及・振興課及び農地整備課が所管する全ての公用車とし、具体的に設置する車両は、使用頻度等を考慮して各課で決定後、総括管理責任者に報告するものとする。また、設置車両を変更したときも総括管理責任者に報告するものとする。

(2) 撮影対象

ドライブレコーダーは、公用車のフロントガラスに前方に向けて設置し、車両前方の映像及び車両内外の音声（以下「映像等」という。）を撮影及び録音（以下「撮影等」という。）する。

(3) 作動時間

ドライブレコーダーを作動させる時間は、庁舎を出発してから帰着するまでの間とする。

(4) 記録

ドライブレコーダーで撮影等した映像等は、ドライブレコーダーに装着したメモリーカードに記録するものとする。

4 総括管理責任者等の指定

(1) ドライブレコーダー及び記録データの適切な運用及び管理を図るため、総括管理責任者等を置く。

(2) 総括管理責任者は熊本県県央広域本部農林部長とし、記録データを総括管理する。

(3) 管理責任者は県央広域本部農林部副部長とし、記録データを管理する。

(4) 管理主任はドライブレコーダーを設置した公用車を所管する課の課長とし、ドライブレコーダーを管理する。

5 設置の表示

ドライブレコーダーを設置した公用車には、ドライブレコーダーを設置している旨の表示をするものとする。

6 記録データの管理方法

(1) 記録データの管理

ア 記録データは一定時間（90分程度）の記録により旧データの上書きを行い、交通事故等により一定の衝撃が発生した際の記録データは、上書きできないよう設定する。

イ 記録データの盗難、紛失等防止のため、公用車の使用後は全てのドアを施錠するものとする。

ウ 運転者は、設置目的を達成するためにデータの確認が必要となった場合のみメモリーカードを取り外し、管理主任を通じて管理責任者に提出する。

(2) 記録データの閲覧等

ア 記録データの閲覧は、原則として事故等が発生した場合及び道路状況の確認が必要とされる場合とする。

イ データの閲覧等は、総括管理責任者及び管理責任者のみ行うこととする。ただし、総括管理責任者が認めた場合は、この限りでない。

ウ 閲覧に際しては、閲覧日時、閲覧者氏名、閲覧目的、閲覧内容等を記録することとし、その記録簿を保存しておくものとする。

(3) 記録データの保存

記録データを確認した結果、管理責任者が設置目的を達成するために保存が必要と判断した時は、専用の媒体に複写して保存のうえ、施錠できる執務室内に保管することとし、専用の媒体以外のものに複写してはならない。専用の媒体に複写後は、速やかにメモリーカードのデータを削除する。

データの保存期間は1月間とする。ただし、設置目的を達成するため特に必要と認められるときは、総括管理責任者の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

(4) 記録データの消去

保存期間を経過した記録データは、管理責任者において確実に削除するものとする。

7 記録データの利用及び提供の制限

(1) 記録データは、交通事故等の状況確認及び原因分析並びに道路状況の確認のためのみ利用及び提供するものとし、それ以外の目的に利用及び提供してはならない。

(2) (1)に定める記録データの利用及び提供を行う場合、管理責任者は、総括管理責任者が認めた者以外の者にデータの利用及び提供をさせてはならない。また、管理責任者は、データの提供等を行った場合は、その理由、期日、相手方の名称、データの内容等を記録した記録簿を作成し、保存するものとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、ドライブレコーダーの設置及び管理に関し必要な事項は、総括管理責任者が別に定めるものとする。

この要項は、令和2年（2020年）1月15日から施行する。

令和 年度 ドライブレコーダー記録データの閲覧記録簿

県央広域本部農林部

課

期日	閲覧者氏名	閲覧目的	閲覧内容等	備考

令和 年度 ドライブレコーダー記録データの保存期間延長記録簿

県央広域本部農林部

課

期日	保存期間を延長するデータ	理由	延長する期間	備考

令和 年度 ドライブレコーダー記録データの提供等記録簿

県央広域本部農林部

課

期日	相手方の名称	理由	提供等の方法	内容等

県央広域本部農林部公用車 ドライブレコーダー設置一覧

R2. 3. 5現在

	設置年月日	車両番号	所管課	備考
1	R2.2.17	熊本581み6957	農業普及・振興課	4号車(ホンダNワゴン) 取付機種:コムテック HDR-75GA
2	R2.2.17	熊本480け7828	農業普及・振興課	7号車(ホンダアクティブバン) 取付機種:コムテック HDR-75GA
3	R2.2.17	熊本581な4281	農業普及・振興課	9号車(ホンダNワゴン) 取付機種:コムテック HDR-75GA
4	R2.2.21	熊本400ち4384	農地整備課	計画車 取付機種:コムテック HDR-75GA
5	R2.2.21	熊本581あ7941	農地整備課	管理車① 取付機種:コムテック HDR-75GA
6	R2.2.21	熊本581む7964	農地整備課	管理車② 取付機種:コムテック HDR-75GA
7	R2.2.26	熊本581ね2370	農業普及・振興課	11号車(ホンダNワゴン) 取付機種:コムテック HDR-75GA
8	R2.2.28	熊本400ち0055	農地整備課	防災車 取付機種:コムテック HDR-75GA
9	R2.2.28	熊本400ち9570	農地整備課	整備車 取付機種:コムテック HDR-75GA
10	R2.2.28	熊本400て4061	農地整備課	保全車 取付機種:コムテック HDR-75GA
11	R2.3.5	熊本400て4337	農業普及・振興課	1号車(日産ADバン) 取付機種:コムテック HDR-75GA
12	R2.3.5	熊本581に1923	農業普及・振興課	3号車(ホンダNワゴン) 取付機種:コムテック HDR-75GA
13	R2.3.5	熊本581て8079	農業普及・振興課	10号車(ホンダNワゴン) 取付機種:コムテック HDR-75GA

(別紙2)

ドライブレコーダーの設置状況

(所属名：県南広域本部土木部)

項 目	内 容
1 設置車両	別添のとおり。
2 設置の目的	職員の安全運転意識の向上及び交通事故発生時における適切な事故処理のため。
3 設置根拠 (法令等)	なし。
4 撮影の対象者	不特定。
5 収集する個人情報 の内容	不特定。
6 ドライブレコーダーの設置を必要とする理由 又は事情	交通事故発生時における迅速かつ適切な処理又は交通事故の抑制のために必要。

7 レコーダーの 台数と設置場所	15台。公用車のフロントガラスに前方に向けて設置。
8 録画方法、保 存方法	(1) 録画方法 常時録画及び異常時録画 (2) 保存方法 microSDカード
9 記録画像の外 部への提供	(1) 通常時 なし (2) 異常事態発生時 あり <ありの場合の提供先> 警察・保険会社等
10 ドライブレコ ーダーの取扱 要項等	あり 公表方法：県HP
11 その他の特記 事項	

県南広域本部土木部公用車ドライブレコーダーの設置及び管理に関する要項

1 趣旨

この要項は、県南広域本部土木部が所管する公用車に設置するドライブレコーダー（以下「ドライブレコーダー」という。）の設置及びこれにより記録された映像情報（以下「記録データ」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

2 ドライブレコーダーの設置目的

ドライブレコーダーは、職員の安全運転意識の向上及び交通事故発生時における適切な事故処理のために設置するものとする。

3 ドライブレコーダーの設置等

(1) 設置する公用車

設置の対象とする公用車は、県南広域本部土木部が所管する全ての公用車（ただし、道路パトロール車を除く。）とし、設置する車両は、別添のとおりとする。

設置車両を変更した場合には、管理責任者にその旨を報告するものとする。

(2) 撮影対象

ドライブレコーダーは、公用車のフロントガラスに前方に向けて設置し、車両前方の映像を撮影する。

(3) 撮影時間

ドライブレコーダーを作動させる時間は、庁舎を出発してから帰着するまでの間とする。

(4) 記録

ドライブレコーダーで撮影した画像は、ドライブレコーダーに装着したメモリーカードに記録するものとする。

4 管理責任者の指定

(1) ドライブレコーダー及び記録データの適切な運用及び管理を図るため、管理責任者を置く。

(2) 管理責任者は、ドライブレコーダーを設置した公用車を所管する課の課長とする。

5 記録データの管理方法

(1) 記録データの管理

ア 記録データは一定時間（80分程度）の記録により旧データの上書きを行い、交通事故等により一定の衝撃が発生した際の記録データは、上書きできないよう設定する。

(2) 記録データの閲覧等

ア 記録データの閲覧は、原則として事故等が発生した場合とする。

イ 閲覧をすることができる者は、管理責任者及び管理責任者の許可を受けた者に限るものとする。

ウ 閲覧に際しては、閲覧日時、閲覧者氏名、閲覧目的、閲覧内容等を記録することとし、その記録簿は管理責任者が1年間（文書の保存期間）保存しておくものとする。

(3) 記録データの保存

記録データの保存期間は1か月とする。

ただし、設置目的を達成するため必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

(4) 記録データの複写

記録データの複写は、原則として行わない。ただし、設置目的を達成するため必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、必要と認められる最小限度において、記録データを複写することができる。

(5) 消去

保存期間を経過した記録データは、管理責任者において確実に消去するものとする。

6 記録データの利用及び提供の制限

(1) 記録データは、交通事故等の事実確認及び原因分析のためにのみ利用及び提供するものとし、それ以外の目的に利用及び提供してはならない。

(2) 記録データの提供を行った場合は、提供日時、相手方の名称、提供理由、提供したデータの内容等を記録した記録簿を作成するものとする。

7 設置の表示

ドライブレコーダーを設置した公用車に「ドライブレコーダー搭載車」であることを表示するものとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、ドライブレコーダーの設置及び管理に関し必要な事項は、管理責任者が別に定める。

この要項は、令和2年（2020年）3月12日から施行する。

令和 年度 ドライブレコーダー記録データの提供記録簿

提供日時	相手方の名称	提供理由	提供したデータの内容	備考
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				

【別添】
ドライブレコーダー設置車

使用課		ナンバー	車種
技術管理課		501た5444	日産 ラフェスタ
技術管理課		400と9032	プロボックス
技術管理課		53く3145	スズキ ワゴンR
景観建築課		581や7936	ホンダ Nワゴン
景観建築課		581え4559	ホンダ ライフ
用地課		580た4218	ホンダ ライフ
工務課	道路班	400そ8936	日産 ADバン
工務課	治水・下水道班	400そ9225	日産 ADバン
工務課	治水・下水道班	400た8375	日産 ADバン
工務課	港湾係	400た8914	日産 ADバン
維持管理課	管理班	480う5794	ダイハツ キャブオーバ
維持管理課	管理班	400ち9365	日産 ADバン
維持管理課	施設班	400と4909	トヨタ プロボックスバン
維持管理課	施設班	800ず9070	日産ラフェスタ
維持管理課	防災係	581や7250	スズキ ハスラー

(別紙2)

ドライブレコーダーの設置状況

(所属名: 農業研究センター)

項 目	内 容
1 設置車両	ホンダ・アクティー 熊本480つ63-58 マツダ・ファミリアバン 熊本400つ94-10
2 設置の目的	職員の安全運転意識向上と交通事故発生時における迅速かつ適切な処理を図るため
3 設置根拠 (法令等)	
4 撮影の対象者	運転時における前方の人及び車等
5 収集する個人情報 の内容	収集する個人情報はなし
6 ドライブレコーダーの設置を必要とする理由 又は事情	あおり運転等の重大な交通事故につながる危険行為が厳しく取り締まられる中、職員の安全運転意識向上と交通事故発生時等における迅速かつ適切な処理を図るため、ドライブレコーダーを公用車に設置する。

7 レコーダーの 台数と設置場所	設置台数: 2台 設置場所: フロントガラス上部
8 録画方法、保 存方法	(1) 録画方法 運転時常時録画 (2) 保存方法 SDカード保存
9 記録画像の外 部への提供	(1) 通常時 あり ・ なし <ありの場合の提供先> (2) 異常事態発生時 あり ・ なし <ありの場合の提供先> 契約している任意保険会社
10 ドライブレコ ーダーの取扱 要項等	あり ・ なし 公表方法: 個人情報保護制度審議会へ報告 県ホームページに掲載
11 その他の特記 事項	

農業研究センター公用車ドライブレコーダーの設置及び管理に関する要項

1 設置目的

この要項は、農業研究センター（以下「センター」という。）の職員の安全運転意識及び運転マナーの向上、交通事故、トラブル発生時における迅速かつ適切な処理を図ることを目的として、センターの公用車にドライブレコーダーを設置し、これを適切に管理運用することについて必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

(1) ドライブレコーダー

公用車内外の映像、音声を記録する装置をいう。

(2) 記録データ

ドライブレコーダーに記録した映像をいう。

3 ドライブレコーダーの設置等

(1) 設置する公用車

ア 設置の対象とする公用車は、センターが所管する全ての公用車とし、設置する車両数は、使用頻度等を考慮して次のとおりとする。

① 果樹研究所 2台

イ 設置車両を追加または変更した場合は、総括管理責任者に報告するものとする。

(2) 作動時間及び記録する映像

ドライブレコーダーを作動させる時間は、庁舎を出発してから帰着するまでの間とし、車両前方の映像を記録するものとする。

4 総括管理責任者

総括管理責任者は、センター管理部長とし、記録データを総括管理する。

5 管理責任者

管理責任者は、ドライブレコーダーを設置した公用車を所管する総務課長又は研究所長とし、ドライブレコーダー及び記録データを管理する。

6 記録データの利用及び管理

(1) メモリーカードの取扱い

ア 記録データを記録するためのメモリーカードは常時ドライブレコーダーに装着し、交通事故等に伴う一定の衝撃があった際の記録データは、上書きできないように記録することとする。

イ メモリーカードは、設置目的を達成するために記録データの確認が必要となった場合のみ取り外すこととする。

ウ 盗難を防止するため、公用車の使用後は全てのドアを施錠するものとする。

(2) 記録データの確認、分析

記録データの確認、分析は、管理責任者、総括管理責任者及び総括管理責任者が認めた者のみが行うこととする。

(3) 記録データの保存

ア 管理責任者が記録データを確認した結果、設置目的を達成するために保存が必要と判断した時は、専用の媒体に複写して保存し、施錠できる執務室内に保管することとし、専用の媒体以外のものに複写してはならない。専用の媒体に複写後は、速やかにメモリーカードの記録データを削除する。

イ 記録データの保存期間は1月間とする。ただし、交通事故又はトラブルの解決等に係る対応のため特に必要と認められるときは、センター所長の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

ウ 保存期間を経過した記録データは、管理責任者において確実に削除するものとする。なお、メモリーカードに記録されている記録データが上書きされた場合は、上書きされた時点で適正に削除したものとみなす。

(4) 記録データの利用等の制限

ア 記録データは、交通事故、トラブル等の確認及び原因分析に利用するものとし、それ以外の目的に利用してはならない。

イ アに定める記録データの利用を行う場合、管理責任者は、総括管理責任者が認めた者以外の者に記録データの閲覧、貸与、複写（以下「提供等」という。）をさせてはならない。また、管理責任者は、記録データの提供等を行った場合は、その理由、期日、相手方の名称、記録データの内容等を記録した記録簿を作成し、保存するものとする。

ウ 記録データを目的外に利用又は提供等を行う場合は、熊本県個人情報保護条例第8条第2項の規定に基づき行うものとする。

7 設置の表示

ドライブレコーダーを設置した公用車に「ドライブレコーダー搭載車」であることを表示するものとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、ドライブレコーダーの設置及び管理に関し必要な事項は、管理責任者と総括管理責任者が協議し、センター所長の承認を得て別に定めるものとする。

この要項は、令和2年3月16日から施行する。

この要項は、令和2年3月18日から施行する。

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

年度（ 年度）データの提供等記録簿

農業研究センター

部・研究所

期日	相手方の名称	理由	提供等の方法	内容等

(別紙2)

ドライブレコーダーの設置状況

(所属名：球磨地域振興局)

項 目	内 容
1 設置車両	球磨地域振興局公用車
2 設置の目的	職員の運転意識及び運転マナーの向上による違反・事故の抑制と交通事故及びトラブル発生時における迅速かつ適切な処理を図ること
3 設置根拠 (法令等)	熊本県南広域本部球磨地域振興局公用車ドライブレコーダーの設置及び管理に関する要項
4 撮影の対象者	当該公用車の前方の車両等の運転手、同乗者及び通行者
5 収集する個人情報 の内容	事故又はトラブルが発生した際の関係車両及び関係人の映像及び音声
6 ドライブレコーダーの設置を必要とする理由 又は事情	職員が公用車を使用した際に発生する交通事故及びトラブルにおいて、迅速な処理を目指し、当該事案の証拠として設置するもの。なお、不特定多数の者が撮影対象となるなど、被撮影者の同意を得て個人情報を収集することは困難である場合がある

7 レコーダーの 台数と設置場所	農業普及振興課 公用車 4台 球磨地域振興局公用車車庫内
8 録画方法、保 存方法	(1) 録画方法 <input checked="" type="checkbox"/> 常時録画 ・ 異常時のみ録画 (2) 保存方法 SDカードに保存
9 記録画像の外 部への提供	(1) 通常時 あり ・ <input checked="" type="checkbox"/> なし <ありの場合の提供先> (2) 異常事態発生時 <input checked="" type="checkbox"/> あり ・ なし <ありの場合の提供先> 警察署、保険会社、事故及びトラブルの当事者又は関係者
10 ドライブレコ ーダーの取扱 要項等	<input checked="" type="checkbox"/> あり ・ なし 公表方法： 令和2年6月頃球磨地域振興局のホームページにて公表予定
11 その他の特記 事項	

県南広域本部球磨地域振興局公用車ドライブレコーダーの設置及び管理に関する要項

1 趣旨

この要項は、熊本県県南広域本部球磨地域振興局（以下「局」という。）が所管する公用車に設置するドライブレコーダー（以下「ドライブレコーダー」という。）の設置及びこれにより記録された映像情報（以下「記録データ」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

2 ドライブレコーダーの設置目的

ドライブレコーダーは、職員の安全運転意識の向上及び交通事故発生時における適切な事故処理のために設置するものとする。

3 ドライブレコーダーの設置等

(1) 設置する公用車

設置の対象とする公用車は、局が所管する全ての公用車（ただし、熊本県土木部道路維持課が所管し、局土木部維持管理調整課が使用する道路パトロール車を除く。）とし、設置する車両数は、次のとおり決定する。

なお、管理主任は、設置車両を変更した場合には、管理責任者にその旨を報告するものとする。

農業普及振興課 4台

(2) 撮影対象

ドライブレコーダーは、公用車のフロントガラスに前方に向けて設置し、車両前方の映像を撮影する。

(3) 撮影時間

ドライブレコーダーを作動させる時間は、庁舎を出発してから帰着するまでの間とする。

(4) 記録

ドライブレコーダーで撮影した画像は、ドライブレコーダーに装着したメモリーカードに記録するものとする。

4 管理責任者等の指定

(1) ドライブレコーダーの記録データの適切な運用及び管理を図るため、管理責任者を置くこととし、局の次長をもってこれに充てる。

(2) ドライブレコーダーの管理を行うため、管理主任を置くこととし、ドライブレコーダーを設置する公用車を管理する所管課の課長をもってこれに充てる。

5 記録データの管理方法

(1) 記録データの管理

ア 記録データは一定時間（1時間程度）の記録により旧データの上書きを行い、交通事故等により一定の衝撃が発生した際の記録データは、上書きできないよう設定する。

イ 記録データは、盗難、紛失等の防止のため、使用後の公用車のドアは、その全てを

施錠するものとする。

(2) 記録データの閲覧等

ア 記録データの閲覧は、原則として事故等が発生した場合とする。

イ 閲覧をすることができる者は、管理責任者及び管理責任者の許可を受けた者に限るものとする。

ウ 閲覧に際しては、閲覧日時、閲覧者氏名、閲覧目的、閲覧内容等を記録することとし、その記録簿は管理責任者が3年間保存しておくものとする。

(3) 記録データの保存

記録データの保存期間は90日とする。ただし、設置目的を達成するため必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

(4) 記録データの複写

記録データの複写は、原則として行わない。ただし、設置目的を達成するため必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、必要と認められる最小限度において、記録データを複写することができる。

(5) 消去

保存期間を経過した記録データは、管理責任者において確実に消去するものとする。

6 記録データの利用及び提供の制限

(1) 記録データは、交通事故等の事実確認及び原因分析のためにのみ利用及び提供するものとし、それ以外の目的に利用及び提供してはならない。

(2) 記録データの提供を行った場合は、提供日時、相手方の名称、提供理由、提供したデータの内容等を記録した記録簿を作成するものとする。

7 設置の表示

ドライブレコーダーを設置した公用車に「ドライブレコーダー搭載車」であることを表示するものとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、ドライブレコーダーの設置及び管理に関し必要な事項は、管理責任者が別に定める。

この要項は、令和2年（2020年）5月14日から施行する。

令和 年度（ 年度）ドライブレコーダー記録データの閲覧記録簿

〇〇〇課

閲覧日時	閲覧者	閲覧目的	閲覧したデータの内容	備考
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				

令和 年度 (年度) ドライブレコーダー記録データの提供記録簿

〇〇〇課

提供日時	相手方の名称	提供理由	提供したデータの内容	備考
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				